

## 岡本の国会での質問

169-衆-農林水産委員会-12号 平成20年05月15日

○宮腰委員長 次に、本日付託になりました筒井信隆君外三名提出、食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案及び食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

提出者より順次趣旨の説明を聴取いたします。岡本充功君。

---

食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案  
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案  
食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

---

○岡本(充)議員 ただいま議題となりました食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案及び食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案から成る、いわゆる食の安全・安心対策関連三法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年一月以降、不二家の消費期限改ざん事件に始まり、ミートホープの牛肉偽装事件、赤福の消費期限等改ざん事件、船場吉兆の消費期限等改ざん、原産地不適正表示事件など、相次いで食品をめぐる不祥事が発生し、食の安全や信頼性に対する消費者の不安が高まっています。

また、昨年十二月から本年一月にかけて、殺虫剤メタミドホスが混入した中国産冷凍ギョーザによる中毒事件が発生し、輸入食品に対する消費者の不信も急速に高まりました。

さらに、米国産牛肉については、相次ぐ不適格品出荷事例に加え、本年四月には、特定危険部位を含む米国産牛肉が国内に流通していた事実が判明し、政府の安全管理体制への消費者の信頼を大きく損ねました。

しかしながら、国民の生命の根源として極めて重要な食品をめぐるこれらの事件に対する政府の対応は極めて及び腰であり、中国産冷凍ギョーザ中毒事件については解決の見通しが立っておりません。また、本年二月に発覚したジェイアール東海パッセンジャーズによる弁当の消費期限偽装問題に至っては、その責任がいまだ問われたかどうかは明らかではありません。

その上、こうした事件に関して、消費者への情報提供も決して速やかに行われたとは言えません。

例えば、ミートホープ事件については、疑義情報の提供を受けた農林水産省北海道農政事務所の初動対応がおくれたことや、情報のやりとりに関して北海道庁との事実認識が異なっていたことなど、政府の対応が不適切であったことは明らかです。

また、中国産冷凍ギョーザ中毒事件では、最初に消費者から食中毒を疑う情報が通報されてから事件の公表までに約一カ月もかかったことから、関係省庁、都道府県機関などの情報伝達が不十分であったことが明白となりました。

さらに、このような食品事故が発生した場合に食品の回収や原因究明などが迅速に行えるようなトレーサビリティシステムの構築がいかに必要であるかということも、改めて認識させられました。

こうした数々の事件を通じて、国民は、これまで以上に食の安全性、信頼性の確保や品質管理の徹底を求めており、国を初めとする関係機関のリスク管理体制、加工食品の原料原産地表示や

期限表示、輸入食品の安全性確保措置、食品安全行政のあり方など、食の安全を確保するための国の対応が今まさに問われております。

民主党は、従来からマニフェスト等において、食品安全行政の一元化、加工食品や外食における原料原産地表示の義務化、トレーサビリティの拡充、徹底等の実現を目指してきました。食の安全に関するこれらの項目につきましては、現在党内で検討を行っております「農林漁業・農山漁村再生ビジョン 六次産業化プログラム」という農林水産政策の基本的ビジョンの中にも盛り込むこととしておりますが、昨今の政府の不十分な対応では国民の食の安全、安心を確保することは不可能であり、直ちに具体的な法制化に取り組むべきとの判断に至りました。

それが今回提出をした法案であります。すなわち、トレーサビリティシステムを構築するための食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案、加工食品の原料原産地表示義務の拡大、輸入に際しての安全性確保措置の届け出義務等を内容とする農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案、リスク管理の一元化のための食品安全庁の設置、リスク評価機能強化のための食品安全委員会の拡充、強化等を内容とする食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案を食の安全・安心対策関連三法案として取りまとめ、今国会に提出した次第であります。

次に、これら法律案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案についてであります。本法律案は、食品の安全性に対する国民の信頼が低下していること、食品の表示等に関する問題が多数発生していること等の食品をめぐる最近の諸事情にかんがみ、食品に関する情報提供を促進し消費者の食品の選択等に資するとともに、食品に関する事故等が発生した場合に迅速かつ的確に対応するための措置の実施の基礎とするため、食品情報管理伝達システムの導入の促進を図るものであります。

第二に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案についてであります。本法律案は、国民の食の安全、安心を守り、食品に関する消費者の合理的な選択に資するため、加工食品について原料または材料の原産地等の表示を義務づけるとともに、食品等を輸入するに当たって当該食品等に係る安全性確保措置の届け出を義務づけること等を内容とするものであります。

第三に、食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案についてであります。本法律案は、食品の安全性の確保等が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、その課題に迅速かつ適切に対応することができる体制を整備するため、農林水産省に新設する食品安全庁に食品安全行政を一元化するとともに、内閣府に置かれている食品安全委員会の機能を強化することを内容とするものであります。

以上が、いわゆる食の安全・安心対策関連三法案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○宮腰委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十一分散会